

元宵走百病考

——明代を中心にして——

吉田 隆英

年が私にとって縁起のよいたのしみな年となつた。

白綾衫照月光殊　　白綾の衫照りて月光殊なり
走過橋來百病無　　橋を走り過ぎてより百病も無し
再過前門釘觸手　　再び前門を過ぎれば釘手に觸れ
一行直得一年娛　　一行直ちに得る一年の娛

(明、張衡、「走百病」⁽¹⁾)

白い綾絹の着物は月の光に照りはえて、ことのほかなまめかしく美しい。橋をわたるようになつてからこのかた病氣しらずの私。もう一度前門を通ると、暗中に門の釘にさわることができ、一行してたちまち今年一年が私にとって縁起のよいたのしみな年となつた。

れた風習のひとつが、冒頭に掲げた明人の詩に詠じられて
いる走百病である。おおむね正月十六日の夜、夜目にも鮮
やかな服装の婦人たちが集まつておこなわれたという走百
病に關しては、既に永尾龍造氏による燃犀な考證⁽²⁾があるも
のの、その起源をはじめとする風習のすべては、いまだに
究明されていないのが現状であり、近年の中國の學者たち

の研究はいずれも永尾氏の業績に遠く及ぶものではない。
小稿は永尾氏の成果を受けつぎつつ、それとは別の視點
からも、とりあえず明代の資料を中心にして走百病につい
ていささか検討をくわえ、かつて女性たちに繼承されつゝ
ながくおこなわれていた、今は失われたその風習の發展の
過程を把握せんと試みるものであり、筆者のかねてからお
こなつてゐる、一連の東アジアの習俗および儀禮研究の一
端をなす基礎作業のひとつである。

間（一五〇六—一五二一）に編まれた地方志の記述が擧げら
れる。最初に首都に近い北直隸涿州の『正德涿州志』⁽⁴⁾。

（正月）十六日

紛糾騎馬至填街巷、將近河橋乃下騎馬、徒步過之、謂
之走百病。間有頭風眼、用艾灸其橋邊柳樹、遂至焚
燒盡者。

要するに涿州においては、かごや馬から降りて、歩いて橋
をわたることがさかんにおこなわれ、それを走百病と稱す
とともに、神經性頭痛や結膜炎などの患者は、橋のそば
でもぐさで川べりの柳をあぶり、焼け焦げをつくつたりし
て、病いをはらうことを祈願したらしい。

それとほぼ同時期に、はるか南方の炎熱の地、海南島に
おいても走百病がおこなわれていたことはきわめて注目さ
れるが、こちらの走百病はいささか様子が異なる。廣東瓊
州の地志『正德瓊臺志』⁽⁵⁾によれば、

二
十六夜男子稍避、婦女聚出、或探親、拋橋、謁廟、名
まず走百病についての比較的古い資料から検討してみよ
う。走百病に關する最も早い記録としては、武宗の正徳年
間走百病。村落各作上元道場、建幡幢、結綵爲鰲山、
祝聖壽祈年豐齋。

といい、瓊州海南島においては女性が集まり、實家を訪ねたり、廟に參詣しそれを走百病と稱した他、さまざまに上元の催しがおこなわれ、その年の豐作をも祈願したらしい。なお抛橋については後節で論ずることにする。

首都北京における走百病の状況については、孝宗の弘治十五年（一五〇二）の進士、南直隸吳江の人、周用の詩が

詳細である。

都城燈市由來盛
大家小家同節令
諸姨新婦及小姑
相約梳妝走百病
俗言此夜鬼穴空
百病盡歸塵土中
不然今年且多病
臂枯眼暗兼頭風
踏穿街頭雙繡履
勝飲醫方二鍾水

都城の燈市由來盛なり
大家小家節令を同じうす
諸姨新婦及び小姑
相約して梳妝して百病を走らす
俗に言う此夜鬼穴空しく
百病盡く塵土の中に歸す
然らずんば今年且^{かつ}病多く
臂は枯^{かづ}え眼は暗く頭風を兼ねる
街頭を踏み穿つ雙繡の履
医方二鍾の水を飲むに勝ると

去年同伴今希有
幾人可ト明年走
長安主人肯居停
寂寂關門笑後生
但願中秋不見月
但願わくは中秋月を見ずとも
博得元宵雨打燈
元宵に雨燈を打つを得んことを
(周用、「走百病」)

ともにこの節日を祝う。おばさんや新婦から娘たちまで、一族の女性老いも若きもうちそろつて化粧し、もちろんの病いをはらう爲に外出する。俗説に、この元宵の夜には、もののけどもの穴は空っぽになり、もちろんの病いはすべて塵土の中に歸する。外出を怠ると

その年は病氣がちとなり、臂はなえ、眼はかすみ、神

經性頭痛に苦しむことになる。ぬいとりをした履をはき街路を通り抜けると、醫學にいう二鍾の水を飲むよりも効果が大きいのだとのこと。どこの老婦であろうか、門外に出ることもかなわぬので、折れまがった足で室内をよろめきながら歩いているのは。今年も走めば、すこやかなること昨年の如く、更に來年は天に縁あつて、湖北蘄州名産のもぐさに點ずる一寸の火が、

自分でなく他人の身體で燃えんことを祈つてゐるのは。昨年の同行者が今年も一緒であることは稀であり、果たして今年の同行者のうち何人が來年の走百病をともにすると豫見できようか。長安すなわち北京の人である私は、衆人みな走百病をおこなう今夜もあえ

て自宅にとどまり、ひつそりと門を閉ざして若い者たちを見て笑いつつ、中秋節に月を見られなくてもかまわないから、元宵の夜に雨が降つて、こんな迷信ができるなくなつてもいいではないかと念じてゐるのである。

作者のいささか皮肉な觀察からも、その風習が當時いかに流行していたかが理解できるが、その頃の北京における走百病は、女性がつれだつて街中を歩きまわるという單純なかたちのものであり、外出もままならぬ老婦が室内で必死の努力をしてよろめき歩く痛痛しいさまも、恐らくは實景であったものと思われる。しかし涿州でおこなわれていたものとはかなり様子が違つていたらしいのである。

橋をわたることについては、南直隸太倉州の人、正徳三年(一五〇八)の進士、陸伸の「走三橋詞」を参考することができよう。

不到天明莫浪啼 天明に到らざれば浪りに啼くこと

なかれと ゆくこととする。まず資料の多い北直隸。

走偏三橋燈已落 三橋を走り偏せば燈已に落つ

却嫌羅袜汎春泥 却て嫌う羅袜の汎なる春泥

少女は裏庭の鶏に言いふくめる。夜明けになるまでは
みだりに時を告げてはいけないと。それから出かけて
三つの橋をわたりつくした頃には、街の燈ももう落ち
て夜も明けんとしている。ふと気がつくと、うすぎぬ
の靴下にいっぱい泥のついているのがにくらしい。

十六日 病婦陶炙過橋。〔嘉靖河間府志〕

厄、或投瓦橋下。〔嘉靖雄乘〕

十六日夜、男婦各盛服街遊、謂之走百病。〔嘉靖通州
史略〕

十六日 城中鄉間男婦、遊祠廟中過橋、謂之走百病。
〔嘉靖隆慶志〕

(上元) 次日長幼遊觀曰走百病。〔嘉靖廣平府志〕

士女是夜傾城交錯、往來如蟻、謂之過橋、達旦不休。
〔嘉靖宣府鎮志〕

十六日結伴遊寺觀廟宇、走馬、鬪鷄、蹴踘、意錢、日
旰始散、謂之遣百病。〔嘉靖南宮縣志〕

近接した地域でありますながら呼稱も内容も少しづつ異な
っているのが印象的であるが、『雄乘』や『河間府志』に見
える陶炙とは、病婦が窯の所に集まって病いをはらう祈願
をしたことらしい。『雄乘』の後半部は難解であるが、「尚」

世宗の嘉靖年間(一五二二—一五六六)になると、走百病
に關する記録は一擧に増加する。以下煩をいとわず、省

瓦橋を過ぎることなく厄を度し、或は瓦を橋下に投するに至る」と読み、雄縣南關外に唐代より設置されていた瓦橋關を越えることなく厄をはらい、瓦を橋下に投じたものと解したい。そしてそれがすなわち抛橋であつたらしい。その他は、橋わたりや盛裝して街頭に遊ぶこと、廟への參詣が主であるが、九邊のひとつとして置かれたとりでの街、宣府鎮においても、その夜は明け方までにぎわつたらしいことは注目され、また『南宮縣志』の記述は、寺觀廟宇においていつしか、競馬や鬪鷄やけまりや錢投げなどの遊びがおこなわれるようになり、一種の縁日として參詣よりもむしろそちらの方が盛んになりつつあったことをものがたつてくれる。

次に山東地方。

十六日 病婦陶炙。(『嘉靖淄川縣志』¹⁵)

十六日 男婦走橋。(『嘉靖萊蕪縣志』¹⁶)

基本的には北直隸と同様のものであつたらしいが、殘念ながらその詳細はさだかでない。

續いて河南。

十六日 多遊、俗爲走百病。(『嘉靖固始縣志』¹⁷)
十六日 男婦俱ト方向、出遊過橋、曰走百病。(『嘉靖夏邑縣志』¹⁸)

十六日 謂之殘燈。其日土女遍遊于東門外過石杠。其夜出南門過鯽魚橋、謂之走百病。(『嘉靖尉氏縣志』¹⁹)

河南においては出遊の傾向が見えるが、『尉氏縣志』にいう東門外の石杠とは縣城敦化門外にあつた石碑であり、鯽魚橋とは康溝河にかけられていた橋名。要するに晝夜に東と南の二方向に出かける風習があつたらしい。

安徽池州府の地志は明代に三種類編纂された。すなわち『正德池州府志』、『嘉靖池州府志』、『萬曆池州府志』がそれである。そのうち最も古い『正德志』には、走百病に連した記述は見えないので、『嘉靖志』と『萬曆志』の記述を比較してみると、

夜分、婦女過橋以除災咎、投瓦橋下返、俗云走百病。

(『嘉靖池州府志』²⁰)

との記述が見え、微妙な差異があることが注目される。

『嘉靖志』は度厄と題しているが、『萬曆志』にはその語も見えない。しかし嘉靖萬曆を通じて、瓦を災咎のよりしろとして投じる抛橋がおこなわれていたことは疑いない。

それ以外の地方にもその風習は次第にひろまっていた。
たとえば山西の例を見ると、

十六夜男女出遊祛百病。(『嘉靖榮河縣志』²²)

湖廣湖南においては、

婦女相邀成隊宵行、名曰走百病。(『嘉靖常德府志』²³)

更に早くも正徳年間には一部で既にその風習がおこなわれていたことの明らかな廣東。

十六夜咸走百病。(『嘉靖惠州府志』²⁴)

最後に四川。

十六夜、間有拉女伴出遊者、謂之走百病。(『嘉靖洪雅縣志』²⁵)

ともあれ筆者の調べ得た以上わずかの地方志の記述によ

つても、嘉靖年間にはその風習が、邊疆地域を除く主な地方において、さまざまなかたちで、かなり廣範におこなわれていたことが確認できるのである。その頃の燈市のあり

さまについては、山東濱州出身の、嘉靖二十九年(一五五〇)の進士による以下に引く詩が参考できよう。

誰家閨女路傍啼 誰が家の閨女か路傍に啼き

向人說住大街西 人に向いて説う大街の西に住むと

纔隨老老橋邊過 纔かに老老に隨いて橋邊より過ぎ

りしに

看放花兒忽失迷 放花兒を見て忽ち失い迷う

(劉效祖、「燈市詞」)²⁶

道ばたで泣いている少女はどこのお嬢ちゃんであろう
か。泣きながら人に大街の西という自分の住所を告げ
ている。おばあさんにつき従がつて走百病の橋わたり
をして來たばかりなのに、花火に氣をとられている一
瞬のうちにたぢまちはぐれてしまった。

明代には燈市に際して花火が盛んにおこなわれたが、あま
りの人出の多さに花火を見ていううちに迷い子になつてしま
つた少女にそぞがれている作者の温かい視線。それどこ

ろか元宵においては、見物人のあまりの多さに人並がくずれて、壓死者が出ることすら決して稀ではなかつた程な⁽²⁷⁾のである。

四

神宗の萬曆年間（一五七三—一六一〇）にいたつて走百病の風習はほぼ全國にひろがつたものと思われるが、その由來と呼稱について地方により異説が多いのと同様、その内容と意味についても、さまざまなる説が既におこなわれてい⁽²⁸⁾た。例えは杭州の元夕については、

（正月）十五夜……是日傳爲天官賜福之辰、民間多有齋素誦經者。十六日有往養濟院施捨者、俗言走此地、後世不脫人身。蓋與北方走百病之俗相似。（『萬曆杭州府誌』⁽²⁹⁾）

（『萬曆蒲臺縣志』⁽³⁰⁾）

元宵……走各神宇曰除百病。（『萬曆恩縣志』⁽³¹⁾）

という記述があり、杭州においては上元の夜は、天官より福を賜う時であるとして尊重し、ものいみをしたり經を誦したりするとともに、翌十六日には當時の社會福祉救貧養護施設であった養濟院を行つて、來世においても人身を得

る」とを祈念して寄捨する風習が存在したらしく、北方の走百病とのつながりが注目されるが、その風習の呼稱についてはさだかでない。

その點に關しては、福建出身の萬曆二十年（一五九二）の進士、謝肇淛の『五雜組』の記述⁽²⁹⁾もあわせて參照されよう。

齊魯人多以正月十六日遊寺觀、謂之走百病。

謝氏は山東地方の正月十六日に寺觀に遊ぶ風習が走百病であると考えているが、山東以外に北直隸の各地においても同様の風習が嘉靖中には存在したことは前節で検討したとおりである。念の爲に山東地方の例をも擧げれば、

元宵張燈火、鳴鼓金、游市井、過橋梁、謁廟、炙窯。

などの記述があつて、山東その他一部の地域に關しては、基本的に謝氏の所説を裏づけるものであるといえよう。

ところで謝氏は、福州地方の上元のありさまについてはかくいう。

天下上元燈燭之盛、無逾閩中者……蓋天下有五夜而閩有十夜也。大家婦女肩輿出行、從數橋上經過、謂之轉

三橋、貧者步行而已。余總角時所見猶極華麗、至萬曆

乙酉春不戒於火、延燒千餘家、於是有所司禁之。

十夜にも及んだ福建の上元の際、大家の婦女は肩でかつぐこしに乗つていくつか橋をわたり、それを轉三橋と稱し、

貧者は歩いて橋をわたつたと述べるが、それは北方の走百

病と同様である。然るに謝氏は轉三橋と走百病とは、全く

別の風習であると考えていたらしく、その當時から既に北方と南方とでは、その風習の呼稱についても、それぞれ異なるた理解をしていたらしいのである。謝氏の記述は、幼時に見た自身の郷里のことでもあり、萬曆乙酉（十三年、一五八五）の大火灾のことを含めて疑問の餘地はないが、

福建地方ではその風習のことを轉三橋と呼ぶのが普通であつたらしい。その點に關しては、謝氏と同年すなわち萬曆二十年の進士でもあつた、同郷の人物の詩からも確認することができる。

邀來女伴轉三橋 女伴を^{おもかが}え來たりて三橋を^{わたり}轉る

歌舞叢中落翠翹 歌舞の叢中翠翹を落とす

歸去春闕愁不寐 春闕に歸り去れば愁いて寐ねられ

ず

更無腸斷似今宵

更に腸の斷たること今宵に似たるはなし

（鄧原岳、「閩中元夕曲」其二）

ともだちとさそいあつて女同士でわたつた三つの橋。

元宵の歌や踊りのにぎわいの中で落としてしまつた髪かざり。家に歸つてからも愁いは盡きることなく、いつまでも寝つかれない私。今宵のように切ない思いをしたことが今までにあつただらうか。

轉三橋は、前に觸れた走三橋と同じもので、主に南中國において廣くおこなわれたのではないかと考えられるが、福建のみならず各地において、元宵の夜には華やかにさまざまな行事がくりひろげられたらしい。

ここで再び眼を首都に轉じてみよう。萬曆中期の北京の

にぎわいについては、沈榜の『宛署雜記』中の「走橋摸釘、祛百病」⁽³⁴⁾と題する一節が參照されよう。

正月十六夜、婦女羣遊祈免災咎、前令人持一香辟人、

名曰走百病。凡有橋之所、三五相率一過、取度厄之意。或云終歲令無百病。暗中舉手摸城門釘一、摸中者、以爲吉兆。是夜弛禁夜、正陽門、崇文門、宣武門、俱不閉、任民往來。廠衛校尉巡守達旦。

北京においては、集團の先頭を行く一人が香を持って暗闇で人を避ける目印としたらしく、萬曆中にはやはりあちこちの橋をわたつたらしい。また暗中手さぐりで城門の釘をさわることができた者は、吉兆のしるしを得たとして喜んだらしいが、小稿の冒頭に引用した張宿の「走百病」詩も、實はその喜びを詠じてゐるのである。萬曆にいたつて城門がその夜だけは閉ざされなくなり、兵士たちのパトロールだけがおこなわれたといふ事實は、明末という時代背景から考えると驚くべきことであるが、その風習が當時いかに盛んであったかをものがあるといえよう。

そのことについては、謝氏や鄧氏と同年、萬曆二十年の進

士であった、後の公安派の詩壇の領袖の詩の一節を擧げることができるよう。

花火每攢騎馬客
花火毎に攢む騎馬の客
蠟光先照走橋姬
蠟光先づ照らす走橋の姫

少年樂事今無幾
少年の樂事今幾も無し

近老方知此興衰
若いに近づいて方に知る此の興の
衰えしを

（袁宏道、「十六夜和三弟」）

花火はあるたびに騎馬の客人たちを集め、ろうそくの光は橋をわたる美人の姿をまっさきに照しだす。少年の日の樂しみは今どれだけ残っていることであろうか。若いに近づいた今、やつと知ったのは若い頃の遊樂の興趣が衰えてしまったことである。

袁中郎が思い出しているのは、今はかえらぬ少年の日に弟たちとともに見た、湖廣公安の故郷における、正月十六日夜の走橋すなわち走百病のありさまであつただろうか。と

もあれ以上の引用と検討によつて、明末の頃にはその風習が、ほぼ全國において盛んになつていたことが理解できよう。

い範圍で一般的に使用されていたことを示すものといえよう。しかし以上の他にも、

出来跟着衆人走百媚兒。月色之下恍若仙娥。都是白綾

祆兒。（24回四裏）

明日請姑娘衆位、好歹往我那裡大節坐坐、晚夕告百媚兒來家。（44回一表）

明代の代表的な長編小説のひとつである『金瓶梅』中に、走百病に關する記述があることについてはつとに指摘がある。⁽³⁶⁾ そこで、『金瓶梅』の現存の諸版本のうちで最も古い、萬曆四十五年（一六一七）の序の冠せられた、『金瓶梅詞話』⁽³⁸⁾ を調べてみると、

他在家跟着人走百病兒去了。（24回六裏）

也不用轎子、伴俺每走百病兒、就往家去便了。（45回五裏）

という用例もあって、「走百媚兒」「告百媚兒」ということばが走百病と同じ意味で使用された場合もあつたらしいが、それらが果たして山東地方の方言であるかどうかはさだかでない。あるいは、口頭語からの定着に際し、最初はいろいろあて字もあつたのが、次第に走百病の字に定着する、過渡的な姿を示すものなのであろうか。

「走百媚兒」と「告百媚兒」についての用例について更に検討してみると、いずれのことばも走百病兒と同様に、

夕方以降に女性たちが集団でおこなうものであり、街頭を歩いて元宵節のありさまを見物することが中心であつたらしい。そして『金瓶梅詞話』においては、參加者の多くが「白綾祆兒」に代表される白っぽい色の衣服を着ていたら

しいが、そのことについては次の詩が参考されよう。

郎莫看燈去走橋 郎は燈を看ることもなく走橋に去

く

白綾衫筆撒嬌嬌 白綾の衫筆 嬌嬌を撒く

走來兒怕雙纖趾 走れば兒は怕る雙の纖い趾を

不走兒愁一捻腰 走らざれば兒は愁う、一たび腰を捻

せんことを

(蔡士吉、「元宵曲」)

うちの旦那は燈籠見物なんかそつちのけで走橋にゆく
とて、いそいそと家を出ていった。その服裝は白綾子
の上着を羽織り、遊び人氣どりでいかにも恰好いい。
でも走橋は口實で、本當の狙いはガールハント。妻の
兒も走橋にゆきたいけれど、二本の足は細い纏足だから
轉げないかと心配。さりとて今晚歩らないと足腰の
病にかかりはせぬかとそちらも心配。

以上の引用は、男性も白い服裝をした稀有な例である

が、女性の服裝については、明末の北京のことについて最も詳細な、劉侗と干奕正の『帝京景物略』⁽⁴¹⁾が参考されよう。

八日至十八日、集東華門外、曰燈市。……婦女着白綾衫、隊而宵行、謂無腰腿諸疾、曰走橋。至城各門、手暗觸釘、謂男子祥、曰摸釘兒。

當時の北京の婦人たちは、白い綾絹の着物を着て集團で夜歩きすると、下半身のもろもろの病いをまぬがれるといい、宮城の各門の釘を暗中にさわり得れば、男児を得るめでたい前兆になるとも稱したらしいが、嘉靖中に北直隸の一部の地域で土女が盛裝して市街を歩く風習が存在したことは前に觸れたが、それがいつの頃からか、新たな風俗をもたらすにいたつたのであらうか。ともあれ『金瓶梅』において、走百病に參加する婦人の多くが白綾の衣服をまとつていたことにも、實は深い象徴的な意味がこめられていたのである。

それから今ひとつ注目されるのは、第24回において、西門慶の屋敷内に住まわせてもらつてゐるイスラム教徒韓回

子の妻、韓嫂兒も人とともに走百病に出かけ、その後歸宅

してみると家に泥棒が入つていて家財が盜まれており、酔つていた韓嫂兒は酒の勢いもあって一騒ぎするという展開

になることである。夫と同じくイスラム教徒である韓嫂兒⁽⁴²⁾が、他の人たちと一緒に走百病に参加するというのは、もちろん小説の上での虚構の描寫にすぎないが、走百病が呪術的宗教的色彩のきわめて稀薄な、單なる女性による年中行事のひとつでしかないと認識される程に變質しており、イスラム教徒がそれに参加しても決して不自然ではないと、男性である『金瓶梅』の作者が考えたことによるものと解釋できよう。

『金瓶梅』の成立の時期に關しては、吳晗氏⁽⁴³⁾の、十六世紀後半、隆慶年中より萬曆中期にかけての頃に成ったものであるとの所説が、現在においてもなお有力であることは周知のとおりであるが、『金瓶梅』における走百病の記述は、その古い要素のひとつである市内めぐりと、明らかに萬曆以降に普及したと考えられる白綾の衣服という、いわば新舊のくみあわせから成り立つてゐるが、基本的に吳氏

の所説を裏づけるものであるといえよう。

六

走百病のさまざまな行事のうち、橋をわたる風習のみは朝鮮でもおこなわれた。そのことは『東國歲時記』をはじめとする朝鮮の文獻⁽⁴⁴⁾の記述によつて明らかである。朝鮮においてその風習は踏橋と稱せられたが、走橋だけが朝鮮においてもおこなわれたという事實は、橋が象徵的な空間であることにもよろうが、それがもともと走百病の基本的な要素であったことによると考えられる。そこで次に橋について考えてみたい。

橋の下には水、その水中には古來人間の世界とは違う別の空間が存在すると考えられて來た。中國にはいにしえの昔より、水中の異次元の世界との交流をものがたる説話が多數存在する。例えば唐の李復言の撰した『續玄怪錄』所收の「蘇州客」中には、蘇州において龍の化身の秀才に會つて手紙をことづかった人物が、長安にかかる渭橋の橋の下にある龍の家を訪れるに際し、眼を閉じて橋柱を叩いて

合圖をし、水府に赴く旨の記述がある。恐らくそれは古い志怪小説以来の傳統をふまえてのものであろうが、橋の下には廣大な水中の異次元の空間がひろがっており、橋が現實の世界を異界と結ぶ、文字どおりのかけはしであるとみなされていたことによるものであるからではなかろうか。

現實世界と異次元の世界との交差する境界でもある橋は、彼岸にも此岸にも歸屬しない宙吊りの別世界であり、怪奇と怨念とが出会う非日常の舞臺として古來認識されたのである。その意味で橋は災厄をもたらす存在であったが、そうであるが故にそこをわたり得れば厄を度し、長命と福祿を得ることができると考えられた、いわば兩義性を持つ、親しみぶかくも恐るべき場所であつたといえよう。畏怖の對象である橋が、まさにその故に、恵みと安心を与える空間であつたとしても決して不思議ではない。

更に橋は、汚れ穢れを流し遠ざける働きをする、防禦を象徴する空間であると解釈される場合もあつた。現代中國の作家巴金（一九〇四—）の代表作『家』には、目上の人

柩が家に置かれている間にその家で出産があると、產婦の血が死者の身體に及んで、死者の身體から激しい出血が生じるおそれがあり、それを免れる唯一の方法は、產婦が屋敷を出て城外に過橋して橋をわたつて遠くへ行き、しかも同時に屋敷内には假の墳墓を築いて柩を守ることであるとの記述があり、そうすることによつてはじめ「血光の災い」を避け得るというが、作者巴金の自註によれば、四川をはじめとする南方ではそうした迷信がつい最近まで現實におこなわれており、彼自身の姪も城外で生まれたといふから、實際の體驗にもとづいた描寫であることがわかる。別の世界へ移行する通路でもある橋は、汚れ穢れをも防ぐ境界の空間であり、轉じて橋をわたれば病いを消しすべてを淨化することができると信じられたのである。

橋はしたがつて禁忌の空間であるとも考えられた。幼児がはじめて母の實家を訪問する挪騷宿に際しては、橋や井戸や廟などを通過する時には必ず銅貨を投じ、地方によつてはそれを過橋錢と稱した。母の實家から生家に歸る際に橋をわたる場合にも、母親は必ずそつと我が子の幼名を呼

んで、鬼魅惡靈どもに幼な子の魂を奪われぬようにして、日没以前に到着するように配慮する風習があったのも、つい最近まで現實におこなわれていた橋という境界での禁忌(47)をもののがたるものであろう。

ともあれ橋は、以上に論じたようなさまざまな意味と機能がこめられていた象徴的な空間であったから、橋をわたつて病氣をはらうことを祈るのも、橋の上から瓦などのよりしるを投じて自分の生命と交換し災厄を免れるよう念ずるのも、ともに境界における再生の儀禮の一端であり、當事者たちにとっては決して何ら矛盾することではなかつたのである。

七

以上、明代中期から明末にいたるおよそ百三十年間の資料を中心に、地方によりさまざまな行事のおこなわれた走百病について、若干の検討をくわえたが、走百病自體が傳統的な上元の行事の一環としておこなわれたものであるから、その名稱や内容や解釋にいささかの矛盾と混亂がある

のは無理もない。

まづ走百病のはじまりの時期であるが、筆者の試みたわずかの調査によつても、『東京夢華錄』をはじめとする、

宋元から明初にかけての都市繁盛記や地方志等の資料に

は、そうした風習のことは全く見えず、資料が一舉に出現するのは明代中期からであるから、やはり明代に、市内の觀燈めぐりなどから自然発生的に、元宵節の新しい行事として、寺廟への參詣とも結びついておこなわれるようになつたのが最初ではないかと思われる。次に場所の問題であるが、地方志等における資料殘存の状況では、北直隸を中心とする華北と、福建・廣東とに大きく二分される。そしてそのいずれの地方においても盛大な行事がくりひろげられてきたことから考へると、その風習がどこではじまつたかの特定は、現在のところ困難である。

續いてその内容についてであるが、基本的には走橋、陶炙、拋橋、街頭歩き、寺廟參詣などに分類できよう。しかし上元節との關係から考へると、寺廟參詣が最も古いかたであり、それにさまざまな地方的な要素がくわえられ

て、走百病が成立したものと思われる。がんらい上元の日は、天官生誕あるいは校計の三元日のひとつとして、道教においては中元、下元とともに尊重され、佛教においても中元を盂蘭盆と結びつける必要から次第に尊ぶようになつた、いわば道佛兩教における聖なる日である。三元に關しては道藏中にさまざまの經典があり、三元日には三元謝過の法によつて清齋燒香することを說いているといふ。地方によつては度厄といふことばが傳えられているが、それこそ三元日の上元の日にもろもろの厄をはらい、再生することを祈願したあらわれであるといえよう。

寺廟への參詣は基本的には五穀豐饒を祈ることにあり、

國民の大部分が農民でありながら、時としておびただしい數の餓死者が出ることもあつたその國において、多くの一般農民にとつてはむしろその方が切實な問題であつた筈だが、新年の豊作祈願が、祭禮が華やかになるにつれ本來の意味が次第に忘れられ、都市部においてはいつしか縁日と化すのは、ある意味では當然のなりゆきであった。

走百病における行事内容の雑多さとわかりにくさは、南

北の地方差が明人にも理解できない程大きかつたことにもよるが、もともと昔から上元に際しては、さまざまな祭禮や行事がおこなわれており、走百病もある意味では傳統の變容あるいは再生であったこと、どちらかといえば女性中心の行事で、その傳承も口頭でなされる場合が多く、男性が關與することはあまりなかつたことなどによるものであろう。走百病が今世紀初頭の頃まで永續し得たのは、一度女性中心の行事として確立されると、女性にとって數少ない、夜行のでき自由の默認される日であるとの共同幻想から、暗黙のうちに強い支持があつた爲であろうと思われる。

地方志の執筆者はその土地の知識人が多かつたが、儒教道德の呪縛のもとに生活していた彼等には、自分たちの地域の風俗歳時習慣が記録に値すると認識するより、男の闘争すべからざる卑俗な行事であるとみなす場合が多く、そうした項目の執筆に際しては、正史その他の古い權威ありとされる文獻の記述を引いて事足れりとする場合や、風習は近隣の諸村とほぼ同じで、詳に記すに及ばないとする場

合、あるいは前志の記述をそのまま引いて満足する場合が多く、こうした執筆者の態度が特に明代の記録のすくなさに反映されていると考えられ、當該縣の地方志に記述がないからといって、その風習がその土地でおこなわれていなかつたとは斷言できない場合もすくなくないのでないかと思われる。

中國の走百病あるいは朝鮮の踏橋の風習が日本に傳えられたかどうかはまだかでない。⁽⁵¹⁾しかし走百病ということばかりは日本に紹介されていた。そのことは江戸時代に編まれた百科辭書『和漢三才圖會』⁽⁵²⁾に、前に觸れた『五雜組』の齊魯の寺廟参りの記述を引いて、走百病に「やぶいり」というふりがなをつけていることからも明らかである。

そこで注目されるのが日本の敷入りである。それは奉公人が一月と七月の十六日に休暇を與えられて家に歸ることであるが、その日はまた日本各地で閻魔参りの日あるいは閻魔の賽日と稱し、閻魔堂への参詣が廣くおこなわれた日でもあった。閻魔の賽日とは地獄の釜の蓋のあく日という意味で、地獄の獄卒さえ休みとなり罪人の苛責をおこなわ

ぬと信じられ、それ故奉公人にも休みが與えられたのであるが、そうであるとすれば齊魯の寺廟参りや十六夜の鬼穴空しという中國の走百病の解釋も、日本のそれと同様の説⁽⁵³⁾恐らくは佛教及び道教の通俗的な齋日についての理解にもとづいているのではないかと考えられる。

小稿は明代における走百病の實態について、地方志等の断片的なわずかの資料をつみ重ねつつ、その發展の過程を把握し、『金瓶梅』をはじめとする文學作品の背景をなす民俗的社會的事象を解明し、中國人の傳統的思惟における深層とのつながりから、生活と精神のあり方を究明せんとしたものであるが、わずかの結果は以上のとおりで、そのはじまりや場所の問題等殘された課題も多い。仄聞するところによれば、北京圖書館はじめ中國の圖書館には、未紹介の地方志類が多數存在することのこと。小稿はとりあえず現時點で、日本國內で目睹できる明代の地方志を中心にして論じた基礎作業であり、今後の新たな資料の發掘を期待しつつ、大方の御叱正を乞い願う次第である。

註

- (1) 北京古籍出版社、一九八〇年刊、劉侗・于奕正『帝京景物略』(崇禎八年印本)卷之二、城東內外、所收、蘆州張宿「走百病」詩。
- (2) 永尾龍造『支那民俗誌』第二卷、年中行事編二、(一九四〇年刊、七三年再刊本)。また、森鹿三「正月十五日の行事」(『東方學報京都』第二十二冊、一九五三年)。
- (3) 姚靈犀『瓶外卮言』(據民國二九年天津書局刊本、采華書林一九六二年復刻本)所收、「金瓶小札」。蔡國梁『金瓶梅考證與研究』(陝西人民出版社、一九八四年刊)も本書を引用するのみ。
- 陸澹安編『小說詞語匯釋』(一九六四年、上海中華書局刊)。
- 張惠英「『金瓶梅』用的是山東話嗎?」(『中國語文』一九八五年第四期所收)。
- (4) 正德九年(一五一四)修『正德涿州志』卷一、風俗、所收。卷末に弘治六年(一四九三)の後序もあり。
- (5) 正德十六年(一五二一)修『正德瓊臺志』卷七、風俗、所收。天一本。
- (6) 北京古籍出版社、一九八一年刊『日下舊聞考』卷一四七、歲時風俗、引く據周恭肅集、周用「走百病」詩。前註(1)引く『帝京景物略』は周用「走百病行」と題し、後半の六句を缺き本文にも異同あり、今は『舊聞考』に據る。なお以
- (7) 『筆記小說大觀』二集所收、清顧鎮卿『清嘉錄』卷一、「走三橋」引く。
- (8) 嘉靖十三年(一五三三)修『嘉靖雄乘』風土第三、時序、所收。天一本。
- (9) 嘉靖十九年(一五四〇)修、『嘉靖河間府志』卷七、風土志、風俗、時序、所收。本書にいう陶灸は陶灸とも讀めなくはない。天一本。
- (10) 嘉靖二十八年(一五四九)修『嘉靖通州史略』卷九、風俗、所收。現在の通縣。
- (11) 嘉靖二十八年(一五四九)修『嘉靖隆慶志』卷七、風俗、所收。今の延慶縣なり。天一本。
- (12) 嘉靖二十九年(一五五〇)修『嘉靖廣平府志』卷十六、風俗志、所收。天一本。
- (13) 萬曆三十九年(一六一〇)刊、陳增『日涉編』卷一、正月十六日、引く嘉靖三十六年(一五五七)修『宣府鎮志』。
- (14) 嘉靖三十八年(一五五九)修『嘉靖南宮縣志』卷一、歲時風俗志、所收。あるいは陶灸か。天一本。
- (15) 嘉靖二十五年(一五四六)修『嘉靖淄川縣志』卷二、歲時土俗大略、所收。
- (16) 嘉靖二十七年(一五四八)修『嘉靖萊蕪縣志』卷五、歲時、所收。あるいは陶灸か。天一本。

- (17) 嘉靖二十一年(一五四二)修『嘉靖固始縣志』卷八、交際、所收。天一本。
- (18) 嘉靖二十七年(一五四八)修『嘉靖夏邑縣志』卷一、節序、所收。天一本。
- (19) 嘉靖二十七年(一五四八)修『嘉靖尉氏縣志』卷一、歲時、所收。天一本。
- (20) 嘉靖二十四年(一五四五)修『嘉靖池州府志』卷二、風土篇、時序、所收。天一本。
- (21) 萬曆四十年(一六二二)修『萬曆池州府志』卷一、輿地、風俗、所收。天一本。
- (22) 嘉靖十七年(一五三八)修『嘉靖榮河縣志』(抄本)卷一、風俗、節令、所收。
- (23) 嘉靖十七年(一五三八)修『嘉靖常德府志』卷一、歲時、所收。天一本。
- (24) 嘉靖三十五年(一五六六)修『嘉靖惠州府志』卷五、土俗、所收。天一本。
- (25) 嘉靖四十一年(一五六二)修『嘉靖洪雅縣志』卷一、風俗、所收。天一本。
- (26) 前掲『帝京景物略』卷二、引く。劉氏は山東濱州の人、『明史』卷三百に傳あり。編著に『四鎮三關志』等があり、詩で有名。
- (27) 『崇禎山西通志』卷二十六、災祥、太原府によれば、萬曆二十二年(一五九四)正月に太谷縣で燈火見物の八十餘
- (28) 萬曆七年(一五七九)刻『萬曆杭州府志』卷十九、風俗、所收。『明代方志選』本。同書卷五十一、郵政、によれば養濟院は、觀橋の西、元の貢院の所にあった由。
- (29) 『五雜組』(和刻本)卷二、天部、所收。
- (30) 萬曆十九年(一五九一)修『萬曆蒲臺縣志』卷三、風俗、節序、所收。
- (31) 萬曆三十七年(一五九九)修『萬曆恩縣志』卷一、風俗、所收。京都大學人文科學研究所東洋學文獻センター所蔵本は、後刷本で判讀しがたいが、以上のように讀んだ。
- (32) 前註(29)引く『五雜組』。
- (33) 郡原岳『西樓存稿』卷十、所收。
- (34) 北京古籍出版社、一九八〇年刊『宛署雜記』第十七卷、上字、民風、土俗、所收。
- (35) 『袁中郎全集』卷三十八所收。袁氏には、同書卷八に「歲時紀異」と題する一文があり、吳中の歲時について論じているが、走百病についての記述はない。
- (36) 小稿で引用できなかつた他の地域における走百病についての記述は、紙幅上省略した。
- (37) 前註(3)引く『瓶外危言』。
- (38) 以下『金瓶梅』についての引用は、文學古籍社、一九五七年刊『金瓶梅詞話』(一九三三)、古佚小說刊行會刊影印舊北京圖書館所藏本)を底本とし、大安、一九六三年刊

『新刻金瓶梅詞話』(用日光輪王寺慈眼堂藏本據德山毛利氏棲息堂本配補)をも参照した。

(39) 筆者は京都大學人文科學研究所所蔵の山東省の地方志の多くを借覧したが、わずかの調査では、それらの語を見出しえなかつた。

(40) 前掲『帝京景物略』卷二所收。黃陂の人。

(41) 前註(40)に同じ。

(42) 韓嫂兒がイスラム教徒であることは、第46回で、黃四の家の元宵の宴に際し、彼女だけは衆人と別の料理を供されいることなどからも説明の要はない。

(43) 吳晗「金瓶梅的著作年代及其社會背景」(一九三四、のち『讀史劄記』所收一九六一年)。

(44) 洪錫謨『東國歲時記』上元、金邁淳『冽陽歲時記』上元日(以上ともに平凡社東洋文庫『朝鮮歲時記』所收、一九七一年刊)。

また大阪外國語大學朝鮮語研究室編『朝鮮語大辭典』上卷(一九八六年)、다리。

(45) 上海古籍出版社、一九八五年刊、『玄怪錄・續玄怪錄』所收、卷三。

(46) 人民文學出版社、一九五八年刊、『巴』金文集』第四卷、所收『家』36章。なお「血光之災」ということばは、『金瓶梅』第46回にも見え、かなり古いことばらしい。

(47) 以上に述べた挪騷窟と橋の禁忌に關しては、前掲『支那

民俗誌』第六卷、兒童編上、および郭立誠『中國生育禮俗考』(一九七九年、臺北文史哲出版社)、ならびに拙稿「アヤソコの起源」(日本生活文化史學會報)8號所收、一九八五年)に據る。

(48) 吉岡義豐「中元盂蘭盆の道敎的考察」(『道敎と佛教』第二、所收、一九五九年)。

(49) 張江裁『北平歲時志』(民國二十五年、國立北平研究院史學研究會排印本)、卷一に

元夕婦女羣遊、祈免灾害、自咸豐庚申以後行之者少、至庚子後、此風竟絕。

とあるがそれは北京のことと/or、山東省恩縣(前註(31)参考)においては、一九四二年の調査によつても、走百病の意味を知つてゐる人があるから、地方においてはしばらくの間おこなわれていたものと思われる。

參照『中國農村慣行調查』第四卷(一九五五年刊)所收、『華北農村慣行調查資料71』。

(50) 小林忠雄氏によれば、金澤市においては現在でも「七橋渡り」といって、中風の病いに倒れ、嫁に下の世話を頼まなくて済むようにと中年の女性たちが、夜中湯文字を抱えて七つの橋を渡る風習があるらしいが、それがおこなわれるるのは彼岸あるいは大晦日の深夜と傳えられているが、走橋や踏橋との關連についてはさだかでない。

參照、小林忠雄「傳統都市の他界觀について—心的空間

の構造」(「都市と民俗研究」5號所收、一九八二年、金

澤民俗をさぐる會)。

同、「都市民の心的世界と民俗社會—北陸の傳統都市金澤を中心に」(『日本民俗文化大系』11、「都市と田舎」マチの生活文化)所收、一九八五年)。

(51)

『和漢三才圖會』卷四、時候、走百病。

(52)

参考、鈴木棠三『日本年中行事辭典』(一九七七年刊)、正月十六日項。

また、折口信夫「たなばたと盆祭り」と(のち『折口信

夫全集』第三卷「古代研究」所收、柳田國男「御齋日」

『定本柳田國男集』第十卷、「先祖の話」所收)。

本稿における日附はすべて中國暦にもとづく。

本稿で使用した地方志のうち天一本と記したものは、

天一閣藏明代方志選刊所收の影印本である。

「元宵曲」等の解釋について御示教を賜わった澤田瑞

穂先生、貴重な論文を提供された小林忠雄氏に謹んで感謝する。

なお、本稿に述べるところの一部は、一九八六年五月

の東北中國學會第35回大會において口頭發表したものである。

東方宗教バ・ックナンバー發賣中

○創刊號～第十號

定價 一萬三千圓(含發送料)
約八四〇頁 上製本 ケース入

○第十一號以降

頒價 各冊千八百圓(含發送料)

(第二十一、二十二、二十七、三十三、三十四、三十九、四十一、四十二、四十三、五十、五十一、五十九、六十號
は品切れ)

尙、いずれも殘部僅少ですので、お早めにお申し込み下さい。五部以上購入の場合は、二割引にて御頒けいたします。

※「東方宗教總目錄(創刊號(第六十二號)別刷
頒價 五百圓

注文・送金の方法

郵便振替口座(東京九一五九七〇)

小額爲替・現金書留・銀行振込(第一勸業銀行早稻田支店
普通〇六八一ー一七二九三九)等によつて左記へ御注文・
御送金下さい。

T 一六二

東京都新宿區戸山一一二四一
早稻田大學文學部東洋哲學研究室內

TEL (〇三) 二六一ー四二一(内) 四八一